

2014年5月1日

NHK 経営委員会 御中
NHK 会長 靱井勝人様
NHK 副会長 堂本 光様
NHK 理事 各位

ご通知

靱井勝人氏の NHK 会長辞任を停止条件として 本日より受信料支払い凍結運動を開始しました

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聡

去る 4 月 21 日、当会は貴委員会ならびに貴職宛に、4 月末日までに、経営委員会が靱井勝人氏を NHK 会長から罷免するか、靱井氏が自ら会長職辞任を決断されるよう申し入れをし、期日までにこの申し入れが受け入れられない場合は、受信料の支払いを向う半年間、凍結する運動を起こすことをご通知しました。

しかし、本日、NHK 視聴者部に問い合わせたところ、4 月末日に至っても、靱井氏がなお NHK 会長職にとどまっておられることを確認しました。

4 月 21 日以降も、靱井会長は 2 人の専務理事に辞任を求めたものの拒否されたと報道されたり、本年度の新人入局式で、会長を罷免させる手続きを定めた放送法の条項は読まなくてもよいという趣旨の発言をされ、その真意を経営委員会で質されたりするといった異常な事態が続いています。

会長就任会見での数々の暴言以来、収まる気配がない靱井氏の NHK 会長としてあるまじき言動を見るにつけ、いまや靱井氏が会長職にとどまられること自体が、NHK にとって害あって益なしになっていると言って過言ではありません。そのため、当会と同様に、受信料の支払いを一時凍結してでも、靱井氏が NHK 会長職を一刻も早く辞されるよう望む声が NHK 内外で急速に広がっています。

こうした声に連携し、それをさらに広めるために、当会は、先に予告させていただいたとおり、本日（2014 年 5 月 1 日）から、受信料の支払いを凍結する運動を開始するとともに、この運動への参加を視聴者各位に呼びかけることにしたことをご通知いたします。

この運動は、先に予告しましたとおり、期間を半年と定めた運動ですが（かりに半年後に至っても靱井氏が会長職にとどまっておられる場合、凍結をさらに続けるかどうかは参加者の判断に委ねることとしています）、今後、半年を待たず、靱井氏が会長職を辞される場合は、その時点で凍結分も含め、受信料の支払いを再開することとしています。

もとより、私たちは、視聴者の受信料で運営財源を支えられていることが NHK にとって政治権力や商業的圧力から自立した公正公平な放送を行うための強固な基盤になっていることを

十分承知しています。そのため、現在の受信料制度を大枠として堅持することを支持しており、当会が提起する受信料支払い凍結運動は、「受信料不払い」運動とは明確に一線を画するものです。

しかし、視聴者が NHK と結ぶ受信契約は税金のような片務性の公契約ではなく、視聴者と NHK の相互の信頼関係の上に成り立つ双務契約です。この点で、「政府が右といたら左とは言えない」などと公共放送の自立性を端から理解しない靱井氏が会長職に居座り続けたのでは、視聴者は、NHK が公共放送にふさわしい自主自律の放送を提供するという信頼を保てません。このような場合、靱井氏が会長を辞任されることが、視聴者からの信頼を回復するのに必要な最低限の措置であり、そのような措置が講じられるまで視聴者が受信料支払い義務の履行を停止する抗弁の権利を行使するのは条理にかなったことです。

また、オバマ大統領も先日、従軍慰安婦は女性の人権をはなはだしく侵害するものだと発言しました。そうした従軍慰安婦を「どこの国にもあったこと」などと平然と発言した靱井氏は公共放送の会長として失格です。そのような人物に私たち視聴者が支払う受信料から年額 3,092 万円もの報酬が支払われることをとうてい、納得できません。

経営委員会ならびに靱井会長におかれましては、こうした多くの視聴者の意思を代弁する当会の受信料凍結運動の趣旨を重く受けとめていただき、靱井氏の会長罷免または自主的な辞職を一日も早く、決断されるよう、強く要望いたします。

以上